

(原文縦書き)

岐阜県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

令和三年五月二十五日

岐阜県公安委員会

委員長 林

正 子

岐阜県公安委員会規則第十二号

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第十一条及び岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成十六年岐阜県条例第九号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定に基づき、他の法令に特段の定めがある場合を除くほか、公安委員会等の所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 公安委員会等の所管する手続等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条若しくは第七条又は情報通信技術活用条例第六条若しくは第七条の規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令に特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用法、情報通信技術活用条例及びこの規則の例による。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公安委員会等 公安委員会、警察本部長及び警察署長をいう。

二 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。

三 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

四 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認す

るために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

五 申請等 情報通信技術活用法第三条第八号及び情報通信技術活用条例第二条第七号に規定する申請等のうち、公安委員会等に対して行われるものをいう。

六 処分通知等 情報通信技術活用法第三条第九号及び情報通信技術活用条例第二条第八号に規定する処分通知等のうち、公安委員会等が行うものをいう。

七 手続等 申請等又は処分通知等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 情報通信技術活用法第六条第一項及び情報通信技術活用条例第六条第一項に規定する電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって警察本部長が定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等の手続)

第四条 情報通信技術活用法第六条第一項又は情報通信技術活用条例第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他警察本部長が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書

三 前二号に掲げるもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書

3 第一項の規定により申請等を行う者は、警察本部長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

4 法令の規定に基づき同一の内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び前項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一の内

容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力され、又は送信されたものとみなす。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第五条 情報通信技術活用法第六条第六項及び情報通信技術活用条例第六条第六項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

三 前二号に掲げるもののほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第六条 情報通信技術活用法第七条第一項及び情報通信技術活用条例第七条第一項に規定する電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて警察本部長が定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第七条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第七条第一項又は情報通信技術活用条例第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を、公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会等は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第八条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書及び情報通信技術活用条例第七条第一項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 第六条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会等が定めるところにより行う届出

三 前二号に掲げるもののほか、公安委員会等が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第九条 情報通信技術活用法第七条第五項及び情報通信技術活用条例第七条第五項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが

困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合
(氏名又は名称を明らかにする措置)

第十条 情報通信技術活用法第六条第四項及び情報通信技術活用条例第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（第四条第二項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置とする。

- 2 情報通信技術活用法第七条第四項及び情報通信技術活用条例第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置とする。
(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等の所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術 を利用する方法により行う場合に必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日付け岐阜県公安委員会規則第六号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。